



目次

主な説明部分

1. 条例の検討経過と予定・・・p3
2. 条例(素案)の検討方向・・・p4
3. 屋外広告物の規制の方針・・・p6
4. 検討事項1から4・・・p7からp10

2

- ### ● 条例の検討経過と予定
- H25.06.25 第1回景観審議会
 - H25.09.11 第2回景観審議会
 - H25.12.01 景観まちづくり検討懇談会
 - H25.12.13 第3回景観審議会
 - H26.01.下 条例(案)のパブリックコメント実施
 - H26.03.11 第4回景観審議会にて原案答申

 - H26.06.25 市議会 条例承認
 - H26.07.01 条例の一部施行
 - H26.07.11 平成26年度第1回景観審議会
 - H26.08.01 条例の全面施行
- 3

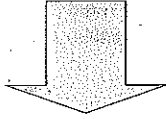
- ### ★ 条例(素案)の検討方向
- 野洲市独自のまちなみを創出し、魅力ある
良好な景観の誘導を図る
- 検討にあたる流れ
- ・ 野洲市景観形成方針
 - ・ 屋外広告物の規制の方針
 - ・ 主となる検討事項
- 4

- ### 野洲市景観形成方針
- ・ 景観の将来像
『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』
～ 山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ ～
 - ・ 良好な景観形成に向けての基本方針
 - ①自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全
 - ②市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出
 - ③うるおいのある景観の再生
 - ④市民・事業者・公共との協働による景観の形成
- 5

- ### 屋外広告物の規制の方針
- 三上山をはじめとする山々から、広がりのある田園を流れる野洲川・日野川・家棟川などを経て、琵琶湖へとつながる野洲の景観は、市全域の空間によって構成されています。
- 広がりのある良好な景観の形成に向け、又、自然豊かな景観の保全に向けた屋外広告物への規制とします。
- 6

検討事項1

- おおぞらの広がりのある空間を保全し、良好な景観を形成します。

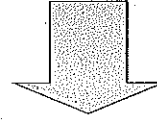


市内全域に、屋上広告物に対する
厳しい規制を設定します。

7

検討事項2

- 美しい自然景観、広がりのある田園景観を保全します。

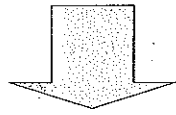


野立広告物に関して、市内全域に、規制を設定
します。(非自家用の面積及び高さの上限基準)

8

検討事項3

- 豊かな自然を有する野洲を感じられるよう野洲駅南地区は活力とうるおいとゆとりのある景観を形成し、中山道沿道は昔ながらの町並みの面影が感じられる景観を形成します。

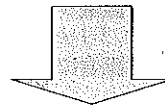


野洲駅南地区の「区域全体(中山道沿道を除く)」と
「中山道沿道」に区分して、規制を設定します。

9

検討事項4

- 市民や事業者にも分かりやすい規制内容とし、協働による景観の形成を図ります。



市内全域を、第1種規制地域から第4種規制地域
の4地域に、地域区分を大別します。

10